

## 請求項 1

	技術要素	公知部分	特徴的部分
i	被測定物を捕捉するための捕捉物質が結合したメンブレンを備えたアッセイ装置を用いる、検体試料中の被測定物の簡易メンブレンアッセイ法であって	全て	
ii	検体試料を濾過フィルターを用いて濾過した後に前記メンブレン上に滴下し、前記検体試料中の被測定物の存在を検出あるいは定量することを含み	全て	
iii	前記メンブレンの孔径または保留粒子径が、濾過フィルターの孔径または保留粒子径以上であり		全て
iv	前記濾過フィルターの孔径または保留粒子径が0.45μm以上であり		全て
v	該濾過フィルターが、ガラス纖維フィルター、またはガラス纖維フィルターとニトロセルロースフィルターの組み合わせであり		全て
vi	かつ前記被測定物がインフルエンザウイルスであることを特徴とする方法	全て	

## 請求項 2～6について（請求項 1 をベースとしたもの）

	請求項番号とその内容	固有の公知部分	固有の特徴的部分
2	該濾過フィルターの孔径または保留粒子径が0.45～2.0μmであることを特徴とする請求項1に記載の方法。		「濾過フィルターの孔径または保留粒子径が0.45～2.0μmである」
3	該濾過フィルターが、検体試料用濾過チューブに取り付けられていることを特徴とする請求項1または2に記載の方法。		「濾過フィルターが、検体試料用濾過チューブに取り付けられている」
4	該メンブレンの材質が、不織布、紙、ニトロセルロース、ガラス纖維、シリカ纖維、セルロースエステル、ポリエーテルスルホン、ポリスルホン、四フッ化エチレン樹脂、フッ化ビニリデン樹脂、ポリカーボネート、ポリプロピレン、ポリアミド、ナイロン6、6及びセルロースエステルとニトロセルロースの混合物からなる群より選ばれることを特徴とする請求項1～3のいずれか一項に記載の方法。		「メンブレンの材質が、不織布、紙、ニトロセルロース、ガラス纖維、シリカ纖維、セルロースエステル、ポリエーテルスルホン、ポリスルホン、四フッ化エチレン樹脂、フッ化ビニリデン樹脂、ポリカーボネート、ポリプロピレン、ポリアミド、ナイロン6、6及びセルロースエステルとニトロセルロースの混合物からなる群より選ばれる」
5	該メンブレンの材質がニトロセルロースであり、かつその孔径が0.45～10μmであることを特徴とする請求項4に記載の方法。	「メンブレンの材質がニトロセルロースであり」	「(ニトロセルロースのメンブレンの)孔径が0.45～10μmである」
6	フロースルー式またはラテラルフロー式メンブレンアッセイ法である、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。	「フロースルー式またはラテラルフロー式メンブレンアッセイ法」	

## 請求項7

	技術要素	公知部分	特徴的部分
i	(1)検体試料を濾過するための濾過フィルター、及び(2)被測定物を捕捉するための捕捉物質が結合したメンブレンを含む、検体試料中の被測定物の存在を検査あるいは定量するための簡易メンブレンアッセイキットであつて	全て	
ii	前記メンブレンの孔径または保留粒子径が、前記濾過フィルターの孔径または保留粒子径以上であり		全て
iii	前記濾過フィルターの孔径または保留粒子径が $0.45\mu\text{m}$ 以上であり		全て
iv	該濾過フィルターが、ガラス繊維フィルター、またはガラス繊維フィルターとニトロセルロースフィルターの組み合わせであり		全て
v	かつ前記被測定物がインフルエンザウイルスであるキット	全て	

## 請求項8～12について（請求項7をベースとしたもの）

	請求項番号とその内容	固有の公知部分	固有の特徴的部分
8	さらに以下のものを含む、請求項7に記載のキット； (3)検体浮遊液 (4)洗浄液組成物、 (5)標識化検出試薬、 (6)検体採取器具、及び (7)コントロール液。	「検体浮遊液、洗浄液組成物、標識化検出試薬、検体採取器具、及びコントロール液を含む」	
9	さらに以下のものを含む、請求項7に記載のキット； (3)検体浮遊液、 (4)洗浄液組成物、 (5)標識化検出試薬、 (6)検体採取器具、または (7)コントロール液。	「検体浮遊液、洗浄液組成物、標識化検出試薬、検体採取器具、またはコントロール液を含む」	
10	該メンブレンの材質が、不織布、紙、ニトロセルロース、ガラス繊維、シリカ繊維、セルロースエステル、ポリエーテルスルホン、ポリスルホン、四フッ化エチレン樹脂、フッ化ビニリデン樹脂、ポリカーボネート、ポリプロピレン、ポリアミド、ナイロン6、6及びセルロースエステルとニトロセルロースの混合物からなる群より選ばれることを特徴とする請求項7～9のいずれか一項に記載のキット。		「メンブレンの材質が、不織布、紙、ニトロセルロース、ガラス繊維、シリカ繊維、セルロースエステル、ポリエーテルスルホン、ポリスルホン、四フッ化エチレン樹脂、フッ化ビニリデン樹脂、ポリカーボネート、ポリプロピレン、ポリアミド、ナイロン6、6及びセルロースエステルとニトロセルロースの混合物からなる群より選ばれる」
11	該メンブレンの材質がニトロセルロースであり、かつその孔径が $0.45\sim10\mu\text{m}$ であることを特徴とする請求項10に記載のキット。		「(ニトロセルロースのメンブレンの)孔径が $0.45\sim10\mu\text{m}$ である」
12	フロースルー式またはラテラルフロー式メンブレンアッセイキットである、請求項7～11のいずれか一項に記載のキット。	「フロースルー式またはラテラルフロー式メンブレンアッセイ法」	

## 請求項1

	技術要素	公知部分	特徴部分
i	デバイス(1)とアダプタ(2)を備えたリガンド検出装置であって	全て	
ii	デバイス(1)には、液体吸収部材(3)と、その上部に設置され、2種類以上の目標リガンドの受容体を隔離して固定するための膜部材(4)が収納され	「デバイス(1)に液体吸収部材(3)及び膜部材を収納すること、液体吸収部材の上部に膜部材を収納する」こと	膜部材につき、「2種類以上の目標リガンドの受容体を隔離して固定する」こと
iii	デバイス(1)の上面には、下端部(6)に受け口(6')を有する凹部(5)が設けられ		
iv	アダプタ(2)は、形状が前記凹部(5)に対応していてそこに位置し、隔壁(10)により区分された複数個の漏斗状部分(7)及び突出下端部(8)を有し、突出下端部(8)には中央部に開口部(9)が設けられ		
v	開口部(9)は前記膜部材(4)の2種類以上の目標リガンドの受容体を隔離して固定するための部位に対応しており		全て
vi	アダプタ(2)は、その突出下端部(8)をデバイス(1)の受け口(6')にスナップ嵌めすることによってデバイス(1)に取り付けられており		
vii	隔壁(10)の最大高さはアダプタ(2)の最大高さより低く構成されていることを特徴とする2種類以上のリガンドを検出するための装置		

## 請求項2

	技術要素	公知部分	特徴的部分
i	デバイス(1)とアダプタ(2)を備えたリガンド検出装置であって	全て	
ii	デバイス(1)には、液体吸収部材(3)と、その上部に設置され、2種類以上の目標リガンドの受容体を隔離して固定した膜部材(4)が収納され	「デバイス(1)に液体吸収部材(3)及び膜部材を収納すること、液体吸収部材の上部に膜部材を収納する」こと	膜部材につき、「2種類以上の目標リガンドの受容体を隔離して固定する」こと
iii	デバイス(1)の上面には、下端部(6)に受け口(6')を有する凹部(5)が設けられ		
iv	アダプタ(2)は、形状が前記凹部(5)に対応していてそこに位置し、隔壁(10)により区分された複数個の漏斗状部分(7)及び突出下端部(8)を有し、突出下端部(8)には中央部に開口部(9)が設けられ		
v	開口部(9)は前記膜部材(4)の2種類以上の目標リガンドの受容体を隔離して固定するための部位に対応しており		全て
vi	アダプタ(2)は、その突出下端部(8)をデバイス(1)の受け口(6')にスナップ嵌めすることによってデバイス(1)に取り付けられており		
vii	隔壁(10)の最大高さはアダプタ(2)の最大高さより低く構成されていることを特徴とする2種類以上のリガンドを検出するための装置		

## 請求項3、4について（請求項1、2をベースとしたもの）

請求項番号とその内容	固有の公知部分	固有の特徴的部分
3 リガンドがウイルスである請求項1又は2記載の装置	「リガンドがウイルスである」	
4 ウィルスがA型インフルエンザウイルス及びB型インフルエンザウイルスである請求項3記載の装置	「ウィルスがA型インフルエンザウイルス及びB型インフルエンザウイルスである」	

## 請求項 1

	技術要素	公知部分	特徴的部分
i	液体吸収部材と、その上部に分析対象物に対する受容体が固定された膜部材が設置されており	全て	
ii	さらにその上面に、分析対象物を検出するための穴及び検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴が底面部に存在する開口部を有するアダプターが設置されたフロースルー型アッセイ装置であって	全て	
iii	前記検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の膜部材に接触する下部開口面積(S1)より、上部開口面積(S2)の方が大きいことを特徴とするフロースルー型アッセイ装置	「フロースルー型アッセイ装置」	「検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の膜部材に接触する下部開口面積(S1)より、上部開口面積(S2)の方が大きい」

## 請求項 2～6について（請求項 1 をベースとしたもの）

請求項番号とその内容	固有の公知部分	固有の特徴的部分
2 検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の内周壁が、前記穴が上方に向かって拡開するように一部傾斜または全て傾斜している、請求項1に記載のアッセイ装置		「検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の内周壁が、前記穴が上方に向かって拡開するように一部傾斜または全て傾斜している」
3 検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の内周壁の傾斜部分の最大傾斜角が下部底面に対して20°以上70°以下の範囲内である、請求項1または2のいずれかに記載のアッセイ装置		「検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の内周壁の傾斜部分の最大傾斜角が下部底面に対して20°以上70°以下の範囲内である」
4 検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の下部開口面積(S1)に対する上部開口面積(S2)の比率(S2/S1)が3～80である、請求項1～3のいずれか一項に記載のアッセイ装置		「検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の下部開口面積(S1)に対する上部開口面積(S2)の比率(S2/S1)が3～80である」
5 検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の下部開口面積が1～1.5mm <sup>2</sup> の範囲内である、請求項1～4のいずれか一項に記載のアッセイ装置		「検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の下部開口面積が1～1.5mm <sup>2</sup> の範囲内である」
6 検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の高さが0.5～1.5mmの範囲内である、請求項1～5のいずれか一項に記載のアッセイ装置		「検出が適切に行われたかどうかを判定するための穴の高さが0.5～1.5mmの範囲内である」